

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の申告納税シミュレーション

免税事業者がインボイス発行事業者となり、納税額の特例を適用したのち簡易課税を選択する場合の例をご紹介します。

例) サービス業の個人の場合 課税期間：1月1日～12月31日

	時期	決算・申告等	納税の形態	決算内容／納税額の計算例
	令和5年10月	適格請求書等発行事業者として登録	免税→課税	
令和5年分	令和5年12月	決算	令和5年1～9月免税 令和5年10～12月課税 (特例を選択)	売上：500万円 (消費税額50万円) 経費：100万円 (消費税額10万円) 売上：200万円 (消費税額20万円) 経費：50万円 (消費税額5万円)
	翌年3月	令和5年度確定申告、消費税納税		特例を選択 ← 納税額：20万円×2割=4万円 (参考) 簡易課税の場合 20万円-10万円 ^{*1} =10万円
令和6年分	令和6年12月	決算	令和6年1～12月課税 (特例を選択)	売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円)
	翌年3月	令和6年度確定申告、消費税納税		特例を選択 ← 納税額：70万円×2割=14万円 (参考) 簡易課税の場合 70万円-35万円 ^{*1} =35万円
令和7年分	令和7年12月	決算	令和7年1～12月課税 (特例を選択)	売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円)
	翌年3月	令和7年度確定申告、消費税納税		令和6年分と同様 ←
令和8年分	令和8年12月	決算	「消費税簡易課税制度選択届出書」 ^{*2} を提出 令和8年1～12月課税 (特例を選択)	売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円)
	翌年3月	令和8年度確定申告、消費税納税	令和8年9月30日を含む課税期間まで特例を選択できます。	令和6年分と同様 ←
令和9年分	令和9年12月	決算	令和9年1～12月課税 (簡易課税を選択)	売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円)
	翌年3月	令和9年度確定申告、消費税納税		簡易課税を選択 ← 納税額：70万円-35万円 ^{*1} =35万円

※2 「消費税簡易課税制度選択届出書」は納税額の特例の取り扱いが終了する令和8年9月30日を含む課税期間までなら、いつ提出してもOK。提出の有無に関わらず、この期間は2割の特例を適用することができます。

法人の場合は、決算後2か月以内に消費税の申告納税を行います。



※1 簡易課税を選択すると、みなし仕入率が適用されます。サービス業のみなし仕入率は50%のため、
20万円×50%=10万円、
70万円×50%=35万円
※20ページ参照